

## 2019 年社会保障の拡充を求める要望書の回答

### 1、だれもが安心して医療を受けられるために

#### 1、 社会保障としての国民健康保険を住民本位に運営してください。

##### (1) 高すぎる保険税を引下げて、所得に応じて払える保険税にしてください。

国保税が高すぎて納められないは実態があります。医療機関を利用できずに病気が悪化する事につながり、手遅れで亡くなる事態も起きています。滞納をふせぐためにも所得に応じて払える保険税水準に保険税率を見直す必要があると考えます。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

##### 【回答】 保険年金課

国保税の賦課に際しては、被保険者全体で制度を支えるという観点から、負担能力に応じた応能割と受益に応じた応益割のバランスをとることが重要であると考えております。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

##### 【回答】 保険年金課

低所得者に対しては、所得に応じた軽減制度が設けられております。本市の国保財政は、依然として厳しい状況にあり、国による子ども保険税均等割に対する支援がされていない現時点において、子どもの保険税均等割の廃止は難しいものと考えております。

なお、子どもの保険税均等割を軽減する支援制度の創設については、埼玉県国保協議会などを通して、国に対し要望・陳情を行っております。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

##### 【回答】 保険年金課

本市では、毎年度、一般会計からの繰入金で国保財政の恒常的な財源不足を補っております。そうした中、法定外繰入金については、原則解消・廃止するという国の基本的な考え方があり、埼玉県においても、国保運営方針の中で、段階的に赤字の解消・削減を行なうことになっております。また、法定外繰入金を増額することは、国保加入者以外の市民負担増にもつながることから、一般会計からの繰入を必要以上に増額することは難しいものと考えております。

##### (2) 国保税の減免(国保法 77 条)制度の拡充を行なってください。

この間の国保税の申請減免件数が増加してきましたが、昨年アンケート結果では滞納世帯数が全県で 19 万 7 千世帯に対して申請減免実施は約 5 千世帯の実施であり約 2.5%です。減免制度を十分に機能させる事が重要であると考えます。

① 保険税申請減免の基準を生保基準 1.5 倍に設定するなど、制度を拡充してください。

##### 【回答】 保険年金課

国保税の減免につきましては、本市国民健康保険税条例にその基準を定めており、受益と負担の観点から納税者の担税力に着目した取扱いをしております。また、低所得世帯の軽減につきましては、平成25年度から7割・5割・2割軽減を実施しており、令和元年度においても軽減世帯の拡充を図っております。

② 災害時の減免基準を拡充してください。

**【回答】 保険年金課**

国保税の減免につきましては、受益と負担の観点から納税者の担税力に着目した取扱いをしております。従いまして、まずは、納税相談などにより、個々の納税者状況を把握したうえで、減免の適用について適切に対応してまいりたいと存じます。

**(3) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。**

経済的理由により病気であるにも関わらず診療をためらい、手遅れになる事態を避けるようにすることは、住民のいのちを守る重要な課題であると考えます。

① 国保法44条による減免は、生保基準の1.5倍に設定するなど、制度の拡充を行なってください。

**【回答】 保険年金課**

一部負担金の減免については、本市国民健康保険規則にその基準を定めており、災害や失業等により短期的に支払能力に欠けた場合を対象としております。

現在、具体的な基準は設けておりませんが、今後も制度の趣旨に沿った適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

② 申請減免の制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

**【回答】 保険年金課**

申請書の様式につきましては、今後、他の自治体等を参考に研究してまいります。

**(4) 住民に寄り添った国保税の徴収を行なってください**

地域経済の低迷や税制改正の影響など中小企業や自営業者、農林業などの経営環境が悪化し、国保税などの納税が遅れる状況を引き起こしています。このような時に、滞納処分や保険証の取り上げは受療権を奪うことにつながります。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、生活を支援し、再び納税者になれることを住民は望んでいます。地域住民と行政の信頼関係を築く対応が重要と考えます。

① 滞納する生活困窮者に生活支援する部署と連携し、住民に寄り添った対応を行なってください。

**【回答】 収納課**

国民健康保険税等の滞納者に対しては、納税相談を受けていただく機会を拡充できるように努め、それぞれの生活状況、収支状況等や滞納となる原因をきちんと把握したうえで滞納整理を進めております。

生活が困窮している方には、個々の状況に応じた納付計画、納付方法、徴収緩和などを実施しており、その実情に応じて生活再建支援を担当する窓口を紹介するなどの対応

を行っております。

② 滞納処分にあつては、差押え禁止のルールを守り、最低生活費は保障してください。

**【回答】 収納課**

滞納処分の際には、納税相談で生活状況、収支状況等の確認を行うほか、金融機関等への財産調査を行います。その結果、最低生活費等を考慮したうえで差押を執行する財産がないと判断したときは、滞納処分は行いません。

また、滞納処分を行うことによって著しく生活を困窮させるおそれがある場合、または資力の回復が見込めない場合は、滞納処分の停止を適正に行っております。

納税折衝や財産調査を進めた上で、納税する財産があるにもかかわらず、納税していただけない方への手段として、国税徴収法、地方税法などの法令に基づき、適正かつ慎重に財産の差押を行っているところです。

**(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

2018年のアンケートでは資格証明書が1,000世帯以上に発行され、保険証の窓口留置は4,000世帯以上もありました。保険税の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に保険証は交付しなければ、医療機関を利用できない住民が発生します。住民の健康権が侵害されることがあってはならないと考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送すること。

**【回答】 保険年金課**

本市では、国保税納期限から1年以上経過している滞納がある世帯に、短期被保険者証を交付しております。これは、被保険者の税負担の公平性を保つため、滞納者に対し、より多くの接触機会を持ち、納税相談等を行うための措置となりますので、御理解いただきたいと存じます。

② 窓口留置は行なわないでください。

**【回答】 保険年金課**

窓口留置につきましても、被保険者の税負担の公平性を保つため、滞納者に対し、より多くの接触機会を持ち、納税相談等を行うための措置となりますので、御理解いただきたいと存じます。なお、やむを得ない理由で納税相談ができない状況で、入院等により保険証を使用したいとの申し出があった場合などには、柔軟に対応しております。

③ 資格証明書は発行しないでください。

**【回答】 保険年金課**

本市では、現在、資格証明書を交付している事例はありません。

**(6) 住民参加の国保運営を行なってください。**

国保運営協議会の委員を公募する自治体が増えています。国保運営は、一般財源からの繰入れを行うことから住民の理解は重要と考えます。住民全体を対象に、国保のしくみや現状が良く説明され、理解が得られるように運営していただきたいと考えます。

① 委員を公募制にしてください。

**【回答】 保険年金課**

本市の国民健康保険運営協議会は、任期満了に伴う委員改選時には、被保険者を代表する委員の公募を実施しております。

② 公聴会を開くなど市民の意見が十分反映するよう運営の改善に努力してください。

**【回答】 保険年金課**

今後も国民健康保険運営協議会委員の任期満了に伴う改選時には、委員の公募を実施するなど、国保運営に市民の意見が反映されるよう努めてまいります。

**(7) 保健予防事業を拡充してください。**

健康を阻害する要因は、自然環境の改善とともに、経済的格差や労働環境の改善など多くの要因があると考えます。健康づくりは住民とともに取り組むことが重要と考えます。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

**【回答】 保険年金課**

特定健診の自己負担についてですが、県内の状況を見ますと、無料化しているところから1,500円としているところまで、市町村によって自己負担額はそれぞれでございます。検査総費用が約1万円となっていることから、一部負担はやむを得ないと考え、500円としております。

ただし、市町村民税非課税世帯の方は受診前に申請することにより無料としており、また、70歳以上（年度内70歳を含む）の方は一律で無料としております。

特定健診は生活習慣病を早期発見し、治療に結び付け、被保険者の健康づくりを担うものであるため、引き続きより多くの方へ受診をしていただけるよう普及啓発に努めてまいります。

② 実施期間などの延長や健診項目の追加など制度を拡充してください。

**【回答】 保険年金課**

受診期間についてですが、特定健診開始当初は64歳までの方は6月から9月まで、65歳以上の方は8月から12月までとなっております。その後、全ての対象者の受診期間を6月から12月までと統一し、さらに26年度からは6月から翌年2月末までと、段階的に引き延ばしてまいりました。

現在の受診期間である6月から翌年2月末までは、県内でも長期間となっております。

健診項目の追加ですが、市では受診者全員に尿酸値と血清クレアチニン値を追加項目として実施しております。

③ 住民の健康づくり・保健予防活動の推進をはかるため、保健師を増員してください。

**【回答】 保健センター 人事課**

市では、市民の皆様一人ひとりが「生涯を通じた健康づくり」の意識を持ち、健康づくりに関する行動を実践できるよう、地域への健康情報の発信源となる人材の育成や関係機関との協働による各種事業を推進しております。

健康づくり・保健予防活動を推進するにあたり、行政需要や人口規模等を勘案の上、

保健師を配置しております。

担当保健師の増員につきましては、今後、業務量の増加が見込まれる場合に検討してまいりたいと存じます。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】 保険年金課

保健事業の実施にあたり、個人情報の取扱いに関しては、「行田市個人情報保護条例（平成13年3月30日条例第3号）及び「行田市情報セキュリティポリシー」を遵守し、適正に管理しています。

また、外部に委託する際には、個人情報の厳正な管理や目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の管理状況の把握に努めています。

## 2、 後期高齢者の受療権を保障してください。

ひとり暮らしの高齢者や低所得の高齢者が増えています。経済的理由などによりためらうことなく、受診につながる対応が重要と考えます。

(1) 滞納世帯であっても資格証明書、短期保険証は発行しないでください。

【回答】 保険年金課

本市では、平成30年度末までに資格証明書及び短期被保険者証の交付実績はなく、被保険者全員に通常の保険証を交付しております。

(2) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】 保険年金課

健康長寿事業として健康診査を実施しておりますが、本市では、基本的な健診項目に加え、医師の判断による詳細な健診項目として貧血検査、心電図検査及び眼底検査を実施しております。

(3) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】 保険年金課

健康診査及び歯科健診は、無料で実施しておりますが、人間ドック及びガン検診における本人負担については、受益と負担のあり方を踏まえ一定の負担をいただいております。

## 2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

### 1、 地域支援事業・介護予防事業の財政確保と体制は、自治体が主体者として責任を果たしてください。

(1) 必要な財政確保をおこなってください。

第7期介護保険事業が1年を経過し、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事

業費は予想どおりに推移していますか。予想どおりとなっていない場合、その事業と内容、原因、対応を教えてください。また、地域支援事業の予算が予想を超えた場合でも必要なサービスは維持してください。

**【回答】 高齢者福祉課**

平成 30 年度の地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費の見込み額に対し若干下回っておりますが、ほぼ計画どおりに推移しています。

(2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の体制をとってください。

地域支援事業・介護予防事業の A 類型・B 類型の担い手づくりが、それぞれどのようにおこなわれているか、その養成方法と規模、実際の担い手になっている人数と事業の数、今後の推移も教えてください。

**【回答】 高齢者福祉課**

サービス A は一定の研修等受講者であれば専門職以外の方がサービス提供できるものであり、また、サービス B は住民主体の活動であれば補助等できるものでありますが、現状住民主体のサービス B の実施はございません。

サービス A も通所型サービスについては、実施事業所が 3 か所ありますが現状では専門職がサービスを提供している状況です。

また、訪問型サービスについては、担い手確保に向け平成 30 年度中に「生活支援担い手養成研修」を 5 日間で 18 名養成しましたが、専門職のサービス提供が多いことから、事業所の活用もなく、現状サービス提供に結びついた方はおりません。

2、 訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、サービス提供事業所の確保と運営への支援を行なってください。

(1) 総合事業においては専門家による支援体制を維持した現行相当サービスを確保し、利用者の機能が低下しないようにしてください。

**【回答】 高齢者福祉課**

専門職によるサービス提供を行う従前相当の訪問型サービス事業所は 12 箇所、通所型サービス事業所は 25 箇所ございます。市内の事業所については、総合事業実施以前同様の事業者数、事業内容でサービス提供を行っております。

(2) 介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、介護予防・生活支援サービスの単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障してください。

**【回答】 高齢者福祉課**

従前の介護予防訪問介護・通所介護相当サービス事業とともに、総合事業移行前のサービス単価を維持しております。

3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援をおこなってください。

(1) 高齢者の自立支援・重度化防止がいられていますが、高齢者の身体機能向上に重点化した施策に特化しないでください。

高齢者の身体機能向上は生活のためのひとつの要素となりますが、高齢者の在宅支援

のための多方面からの支援策が必要です。自治体の高齢者の在宅支援の重点施策を教えてください。

**【回答】 高齢者福祉課**

高齢者の在宅支援のための多方面からの支援策として、介護予防はもちろんですが、特に生活支援と医療・介護連携が重要と考えております。医療、介護の充実や連携を中心とした様々な取組みにより、住民がいつまでも自分らしい生活を続けられることを目指していくため、高齢者の生活の質を高めるための環境的アプローチや個別のアプローチが必要と考えております。

**(2) 認知症の方、認知症の方にかかわる方への支援を強化してください。**

認知症当事者への支援策として効果を発揮している自治体のとりくみを教えてください。また、認知症の方にかかわる方への支援策で好評なものを教えてください。

**【回答】 高齢者福祉課**

認知症当事者に対する取り組みとして、現在、認知症の方などが気軽に集い、レクリエーションなどを行うオレンジカフェ（認知症カフェ）を市内6カ所で開催している他、認知症の方を適切な医療、介護に繋げ、できる限り長く地域生活が継続できるよう支援する「認知症初期集中支援チーム」を設置しております。また、他の認知症施策として、認知症への理解を高め、地域社会全体で認知症の方を支援していくことを目的に「認知症サポーター養成講座」を開催しており、市民の皆様から好評を得ております。

**(3) 在宅生活を保障するための定期巡回 24 時間サービスの拡充をはかってください。**

定期巡回 24 時間サービス提供をおこなうにあたっての課題と、課題克服に必要なことを教えてください。

**【回答】 高齢者福祉課**

本市では2施設が整備されており、拡充については、現在のところ、開設の意向を持っている市内事業者がいない状況です。

また、課題としては、参入にあたっての介護人材の確保と定着に向けた処遇改善の

問

題などが考えられますが、市としては、今後の国の制度改正等の動向を注視してまいります。

**4、 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障してください。**

**(1) 介護労働者の処遇改善について、独自の補助制度を設けるなど施策を講じてください。また、国に対して介護報酬加算ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善を図るよう要請して下さい。**

介護労働者の人手不足は、介護保険制度の運営の根幹にかかわる問題です。人材の確保と定着に向けた独自の処遇改善施策を行なってください。また、2019年4月より「働き方改革関連法」の施行にともなう労働時間上限規制や年休の計画取得などが実施されます。法令遵守の徹底と、事業主への法律施行にともなう具体的相談援助をおこなってください。

**【回答】 高齢者福祉課**

介護労働者に対する市独自の支援は考えておりません。

介護労働者の処遇改善については、国の責任の下で進められるものと認識しております。また、埼玉県において介護職員雇用推進事業等の施策などが実施されていること

と

から、今後とも国・県の動向を注視してまいります。

**(2) 介護職種の技能実習制度活用は、慎重に対応してください。介護分野での技能実習制度および特定技能実習制度の利用状況を把握してください。**

技能実習制度は、先の臨時国会でも外国人労働者の「人権侵害」問題が取り上げられています。また人手不足現場の低賃金、長時間労働を改善しないまま、安く使える労働者を増やすものとして懸念されます。介護労働現場は、認知症の方への対応など専門的なアプローチが必要です。利用者にとっても不都合が起きかねない技能実習制度は、慎重に対応してください。

**【回答】 高齢者福祉課**

制度利用に関しては、各事業所の判断によるものと考えています。また、市内事業所の利用状況の把握はしておりません。

介護分野での技能実習制度および特定技能実習制度については、国の責任の下で進められるものと認識しております。また、埼玉県においても、外国人人材確保・定着事業の施策などが実施されていることから、今後とも国・県の動向を注視してまいります。

**(3) 介護労働者へのハラスメント防止策の徹底をおこなってください。**

介護労働現場におけるハラスメントは、使用者と労働者、利用者、利用者家族などで起こりえます。ハラスメント防止策としておこなっていることを教えてください。

**【回答】 高齢者福祉課**

市として独自の指針等を作成してはおりませんが、国が作成した介護事業者向けのマニュアルをはじめとした事務連絡などを適宜周知してまいります。

**5、 特別養護老人ホームなどの増設と、制度改善をおこなってください。**

**(1) 特別養護老人ホームなどを増設してください。**

特別養護老人ホームの待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームや小規模多機能施設等福祉系サービスを増やしてください。

**【回答】 高齢者福祉課**

特別養護老人ホームについては、第6期介護保険事業計画期間(H27~29)において、特養を3施設(計225床)整備したところです。毎年4月1日現在の特養待機者も平成29年の199名から平成30年は178名と21名の減であり、第6期中の施設整備の一定の効果が表れていると認識しております。そのため、利用者の状況等を総合的に勘案し、現在、新設・増設は計画しておりません。

また、特養入所者が増えれば介護給付費の増大、ひいては介護保険料の上昇も想定されるため、慎重に対応したいと存じます。

なお、小規模多機能型居宅介護施設は、現在整備中であり、令和 2 年度に 1 施設開設することで 2 施設となります。

(2) 低所得者でも入所できるよう国に要望してください。

特別養護老人ホームなどの利用に頼らざるを得ない高齢者が、財政的困難を理由として施設利用を断念することのないよう、低所得者でも入所できるような制度運用を国に要望してください。

【回答】 高齢者福祉課

低所得者に対する減免措置は国において統一的に行われるべきものであることから、機会を捉えて要望してまいりたいと考えます。

(3) 要介護 1・2 の方で入所拒否が起こらないよう、厚労省通知を徹底してください。

平成 29 年 3 月 29 日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護 1・2 の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添い、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

【回答】 高齢者福祉課

要介護 1 又は 2 の方であっても、日常生活に支障をきたすような意思疎通の困難さや、家族等による深刻な虐待が疑われる場合、また単身世帯や同居家族が病気等で支援が期待できない場合等のやむを得ない事情がある場合は、特例入所を認めることとされていることから、市としましては、県の優先入所指針等に基づき、適切に対応してまいりたいと存じます。

6、 新たな保険者機能強化推進交付金は、利用者本位に対応してください。

(1) 2018 年度の保険者機能強化推進交付金の金額と使途を教えてください。

【回答】 高齢者福祉課

2018 年度の保険者機能強化推進交付金の額は 12,108,000 円で、介護予防・日常生活支援総合事業費の介護予防・生活支援サービス事業費に充てております。

(2) 2019 年度の保険者機能強化推進交付金の見込額と使途を教えてください。

【回答】 高齢者福祉課

保険者機能強化推進交付金は、各保険者の評価指標の該当の有無による点数や、各市町村の第 1 号被保険者数により算出し、国の予算の範囲内で交付されるものです。従って、本市の評価指標の点数等だけで金額の算出ができないことから、現時点で額を見込むことは困難です。

なお、使途についてですが、現時点では平成 30 年度と同様の使途を検討しております。

(3) この交付金は、要介護認定率の変化など加点につながる評価指標がありますが、機械的な対応はしないでください。

【回答】 高齢者福祉課

介護保険法に定められた保険者としての責務を果たすことにより、被保険者の生活

の質の向上を目指して介護保険制度を適正に運営してまいります。

**7、 介護保険料を引き下げてください。**

**(1) 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。**

介護保険料改定のたびにほぼ引き上げられている介護保険料を、一般会計からの繰入などにより引き下げてください。

**【回答】** 高齢者福祉課

市町村の一般会計における負担割合については、介護保険法で定められております。また、国では、法令に根拠のない市町村単独による低所得者に対する保険料減免を例にあげ、この減免分の補填を目的とした一般財源の投入、いわゆる法定外の一般財源投入については、従来から、被保険者間の公平性の確保や、健全な介護保険財政の運営と財政規律の保持の観点から適当でないとの見解を示しております。このため、介護保険料の引き下げを目的とした一般財源の投入については、国の見解や法令の主旨から鑑みますと、現状では非常に困難なものと認識しております。

**(2) 低所得者への独自の保険料軽減を拡充してください。**

統計不正問題で明らかなように、労働者、国民の所得が増えていません。低所得者が増大しており、保険料が引き上がる中では、独自の保険料軽減が必要です。非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。

**【回答】** 高齢者福祉課

現行の公費投入による、低所得者の保険料軽減強化策以外に、一般会計からの繰り入れによる、独自の保険料軽減は考えておりません。

**(3) 介護保険料の滞納者への制裁措置は行なわないでください。**

所得が増えないなかでの、滞納制裁は滞納の抜本的解決にはなりません。制裁ではなく納付の相談を保険料軽減含め対応してください。

**【回答】** 高齢者福祉課

保険料の滞納がある方に対しては、通常の督促のほか、給付制限や制度の趣旨について説明した通知を送付するとともに、一括納付が困難な方につきましては、納付相談の上、分割納付に繋げるなどの対応に努めております。

**(4) 第7期介護保険事業計画の進捗状況を教えてください。**

第7期保険事業計画で重視する点と、計画の進捗を教えてください。被保険者数が増加しているなかでも、給付総額が減少している自治体では、どのようなとりくみをおこなっているか教えてください。

**【回答】** 高齢者福祉課

本市は近隣と比較し、高齢化率及び後期高齢者人口の割合が高いことから、今後も要介護認定率、サービス利用者数は増加することが考えられます。そのため、第7期計画では、介護予防、重度化防止に重点を置き、各種事業の推進に取り組んでおります。

保険給付費実績 平成29年度 5,526,242,379円

要望書 10

**8、 利用料の減免制度の拡充を行ってください。**

「保険あって介護なし」と言われる状況がひろがっています。利用したくても利用料負担が重くのしかかっています。利用しやすい減免制度と低所得の方へのきめ細やかな対応のできる減免制度としてください。

**【回答】** 高齢者福祉課

利用者の負担軽減については、介護保険制度の中で「高額介護サービス費」や「特定入所者サービス費」などの制度を十分に活用することにより対応を図りたいと考えていることから、現段階での拡充は予定しておりません。

**9、 高齢者の尊厳を尊重する支援をひろげ、虐待防止策の充実を図ってください。**

包括支援センターなど、高齢者虐待の相談件数と深刻な相談への対応を教えてください。虐待防止として有効な方策を教えてください。

**【回答】** 高齢者福祉課

平成30年度の包括支援センターなど、高齢者虐待の相談件数は16件で、深刻な相談は2件ありました。この2件については介護保険の契約に基づく施設入所などで分離し高齢者の安全を図りました。

なお、虐待防止には地域に住む高齢者等に関するさまざまな相談を行政、事業者など関係機関がすべて受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローすることが必要と考えます。

### 3. 障害者の人権とくらしを守る

**1、 障害者地域生活支援拠点事業について、安定した予算措置をしてください。**

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップアップが必要です。

- (1) 進捗状況を教えてください。
- (2) 民間任せではなく、行政として体制整備、基盤整備の予算化を進めてください。
- (3) 入所の機能を持った施設を拠点とし、地域で安心して暮らせるようにしてください。
- (4) 当事者の声を反映する事業としてください。

**【回答】** (1), (2), (3), (4) 福祉課

平成30年4月に策定いたしました第4次行田市障がい者計画において、地域生活支援拠点の整備は、平成32(令和2)年度の設置を目指し、周辺自治体との連携も視野に検討を進めるとしています。

地域生活支援拠点のほか、地域に設置が求められている機関の状況も勘案し設置の可否について検討を重ねてまいります。

<参考>

障害者地域生活支援拠点事業の地域での取り組みについて（国の方針）

各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応・専門性、地域の体制づくり）を地域に整備していく。

必要な居住支援の機能の整備について、協議会等の議論を踏まえ、障害福祉計画に推進する。平成 29 年度末までに各市町村は各圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本とする。

- ① 「多機能拠点」を整備する方法【多機能拠点整備型】
  - GH 併設型
  - 単独型
- ② 面的に機能を整備する方法【面的整備型】
- ③ 障害者支援施設の活用 等

**2、 障害者の暮らしの場を保障してください。**

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

- (1) 障害者支援施設だけでなく、グループホームへの入所希望者も把握してください。
- (2) それにともなって、具体的な整備計画をつくってください。
- (3) 点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

**【回答】 (1), (2), (3) 福祉課**

平成 30 年 3 月に策定しました、第 4 期行田市障がい者計画においては、施設入所支援の必要性に鑑み、埼玉県と同様に施設入所者の目標値及び、削減見込数の目標数値を設定しないこととしております。また、施設に代わる生活の場としてグループホームや地域移行支援の拡充も引き続き、計画に盛り込んでおります。

こうした基盤整備は、本市単独では限界があることから、行田市、加須市、羽生市の 3 市合同で「北埼玉障害者等支援協議会」を設置し引き続き協議してまいります。また、障害者の自立や、8050 問題等幅広い視点が必要な事項につきましても協議してまいります。

**3、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

**【回答】 保険年金課**

本市の重度心身障害者医療費助成制度について、埼玉県の制度改正に合わせた場合、どのような影響があるか調べています。今後、制度の趣旨を考慮し、適切な制度の運用に努めてまいります。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

**【回答】 保険年金課**

現物給付の広域化は、県全体の政策として検討する必要があると考えております。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。

**【回答】 保険年金課**

本市の重度心身障害者医療費助成制度では、65歳未満で埼玉県後期高齢者医療制度の障害認定の障害の状態（精神障害者保健福祉手帳2級）にあり、65歳以上になって埼玉県後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた方も対象になっています。

**4、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。**

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村は実施してください。
- (2) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。
- (3) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。
- (4) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

**【回答】 (1), (2), (3), (4) 福祉課**

生活サポート事業は継続して実施しております。

拡充や軽減策の実施については、厳しい財政状況、県補助の増額が見込めない中、大変厳しい状況となっております。県補助の拡充の要望を引き続き行ってまいります。

**5、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。**

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。
- (2) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

**【回答】 (1), (2) 福祉課**

継続して実施していく予定となっております。

県補助の再開については引き続き要望してまいります。

**6、 災害対策の対応を工夫してください。**

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 災害時要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えて

ください。

**【回答】 福祉課**

現在当市では名簿に登載する災害時要支援者を以下のいずれかの状態に該当する方としています。

- ・ 身体障害者手帳 1 級または 2 級をお持ちの方
- ・ 療育手帳④または A をお持ちの方
- ・ 介護保険の要介護度 3 以上の認定を受けている方
- ・ 一人暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯で、自力で避難することが困難な方
- ・ 上記に掲げる方に準ずる状態にある方

例えば家族と同居の場合であり、「高齢者のみ世帯」ではない場合でも、個別に状況を伺うなどし、相応の事情があると判断した場合は「上記に掲げる方に準ずる状態にある方」として名簿登載を行っております。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

**【回答】 福祉課**

平成 28 年に内閣府（防災担当）が作成した「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」では、福祉避難所の設置について次のように記しています。

「市町村（市町村に当該救助事務を委任している場合。以下本章において同じ）は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合で、一般の避難所に避難してきた者で福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉避難所の施設管理者に開設を要請する。」

（福祉避難所の確保・運営ガイドライン p. 25）

上記のとおり、福祉避難所とは災害発生時に直ちに開設されているものではなく、必要に応じて市町村から施設に対し開設要請を行い、施設による要請の承諾を経て初めて開設されるものです。このため、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定を当市と締結している施設であっても、災害発生時に直ちに入所できるものではありませんが、配慮が必要な方によりよい対応ができるよう、努めてまいります。

- (3) 避難所以外でも、避難生活している人に、救援物資が届くようにしてください。

**【回答】 防災安全課**

市では在宅で避難している被災者についても避難者名簿の記入を促し、実態を把握するとともに、救援物資が迅速かつ円滑に行き届くよう努めてまいります。

- (4) 災害時、民間団体の訪問を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

**【回答】 福祉課**

避難行動要支援者名簿情報の利用及び提供について、災害対策基本法第 49 条の 1 第 3 項では次のように定めています。

「市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人

の同意を得ることを要しない。」

このため、災害発生時において特に必要であると認めた場合に、民間団体を含む避難支援等関係者に名簿を提供することができますので、適宜判断のうえ、名簿の提供を行います。

#### 4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

##### 【保育】

##### 1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

###### (1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

###### 【回答】 子ども未来課

平成31年4月1日時点の認可保育所への入所希望の待機児童数は0人となっております。

② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

###### 【回答】 子ども未来課

平成31年4月1日現在の利用定員は、0歳児が75人、1歳児・2歳児が358人、3歳児～5歳児が735人、合計1168人となっております。定員総数の弾力化を行った場合、定員総数は1399人となりますが、保育士の配置の条件等により年齢別定員の上限が流動的となるため、年齢別の定員数の内訳をお示しすることは困難であります。

###### (2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所を増設を基本に整備をすすめてください。

###### 【回答】 子ども未来課

今年度、第2期行田市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～6年度)を策定する予定となっております。

策定する事業計画に基づき、計画的に保育所等の整備を行ってまいります。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

###### 【回答】 子ども未来課

平成27年度に3施設が地域型保育事業(小規模保育事業1、家庭的保育事業2)として認可を受け、平成29年4月に地域型保育事業(小規模保育事業)1施設、平成30年4月に地域型保育事業(小規模保育事業)1施設が新たに認可を受け開室しており、保育ニーズの高い0～2歳児の受入枠の拡大に努めております。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

**【回答】 子ども未来課**

現在、本市において認可外保育施設が認可保育施設に移行する予定はございませんが、認可施設に移行の際は円滑に移行できるように努めてまいります。

**2、 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。**

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

**【回答】 子ども未来課 人事課**

民間保育士の処遇を改善するために、補助事業を活用し、「保育士の業務負担軽減に資する事業」、「保育士宿舎借上げ支援事業」により、保育士の負担軽減、人材確保及び離職防止に努めております。

また、保育士の処遇改善を含めた保育所等の向上に資するため、市独自の補助事業を実施しております。

なお、公立保育士の増員につきましては、行政需要等を勘案しながら、適正数の確保に努めているところでございます。

**3、 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。**

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され実費徴収化されます。

- (1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

**【回答】 子ども未来課**

食事は自宅で子育てを行う場合も必要なものであり、実費徴収は、引き続き保護者の負担を原則とする国の方針に基づくものであります。

10月からの幼児教育・保育無償化により、3歳から5歳児の保育料（利用料）が無償化されますが、これまでも保護者の皆様から給食食材費（副食費）が含まれた保育料を納めていただいております。無償化後に、給食食材料費（副食費）が実費徴収となりましても保護者の負担は以前と変わらないものと考えております。

**4、 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。**

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならない、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

- (1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

**【回答】 子ども未来課**

本市では、認可保育施設、認可外保育施設等及び各関係機関と連携を図りながら、保育士の質の向上及び保育活動中における事故防止に努めております。なお、認可外保育施設等も認可保育施設と同様に適切な確認指導監査を実施しております。

- (2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないよう必要な支援を行なってください。

**【回答】 子ども未来課**

保育所の入所については公正・適正な対応をしており、また、育児休業取得期間内の取扱いについては保育に格差が生じないよう、柔軟な対応に努めております。

**【学童】**

**5、 学童保育を増設してください。**

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

**【回答】 子ども未来課**

本市では、計画的に適正規模の学童保育室の整備を行っており、平成27年度に1室、平成28年度中に2室、平成29年4月に1室を開室し、平成31年4月1日現在、17室を開室・運営しております。

今後、学童保育室の待機児童を解消するために、さらに計画的かつ学童保育室への入所需要等を勘案し、適切に対応してまいります。

**6、 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。**

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で37市町（63市町村中59%）、「キャリアアップ事業」で23市町（同37%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

**【回答】 子ども未来課**

学童保育指導員の確保及び処遇改善についての必要性は十分認識しているため、厚生労働省の放課後指導支援員等処遇改善等事業を活用しております。

また、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業につきましても、放課後指導支援員等処遇改善等事業と同様に処遇改善に資する事業と認識しておりますので、今後事業の活用を検討してまいります。

**7、 政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないように働きかけてください。**

**【回答】 子ども未来課**

本市では、国が定める「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に

基づき、条例を制定し、適切に運営しております。

なお、国が定める基準につきましては、国の動向を注視しつつ、基準が見直された場合においても、保育の質の低下につながらないように努めてまいります。

### 【子ども医療費助成】

#### 8、 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであると考えます。また、埼玉県も制度を拡充し、当面は中学3年まで助成すべきであると考えています。

- (1) 子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引き続き継続してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。

#### 【回答】 保険年金課

本市の子ども医療費助成事業は、平成30年10月診療分から入院・通院ともに支給対象年齢を18歳年度末までに拡大しました。

- (2) 国や県への要請を行なってください。

#### 【回答】 保険年金課

国や県への子ども医療費助成制度に関する要望は、県国保協議会などを通じて行っており、引き続き、機会をとらえ要望等をしてまいりたいと存じます。

## 5. 住民の最低生活を保障するために

### 1、 生活保護の「しおり」をカウンター上などに置いて、住民の皆さんが自由に手に取れるようにしてください。

- (1) 「しおり」には、①憲法第25条、生活保護法の法的根拠が記載され憲法上の権利を明確に明記すること、②保障されるのは「健康で文化的な生活」であること、③利用者の義務だけでなく、権利を明記していること、④保護決定は原則14日以内、長くとも30日以内であること、⑤扶養義務は保護の要件でないこと、⑥保護の基準額、加算など具体例で明示すること、などを明記してください。

#### 【回答】 福祉課

生活保護相談においては、面接相談員が市発行のパンフレットを用いて生活保護制度について説明するとともに、その方の生活状況等を詳しく聴き取り、緊急性の有無の確認を含め、丁寧に対応しております。

また、市のホームページで生活保護の制度について周知しているところでございます。

なお、当市の「しおり」は埼玉県作成のものを使用しております。

- (2) 制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保護制度に行きつかない、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

#### 【回答】 福祉課

関係機関と連携するなどして、生活保護を必要とされる方が、適切に受給できるようにしております。

**2、生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒否と疑われることのない対応をしてください。**

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家や車を処分してから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。指導、調査等は、申請受理後に行ってください。

**【回答】 福祉課**

当市においては、生活保護の相談があった場合、保護受給の要件や権利、義務など生活保護の制度について説明し、相談に対して必要な助言や援助を行うとともに、保護申請の意思を確認の上、申請の意思がある方には速やかに保護申請書を交付する体制をとっております。相談にあたっては、面接相談員やケースワーカーが親切丁寧な対応を旨とし、相談者の方に分かりやすい内容となるよう心がけております。

**3、保護利用者に交付される「生活保護決定・変更通知書」は、誰が見てもわかりやすい書式にしてください。**

現在保護利用者に交付されている「保護決定・変更通知書」には支給額のみ印字であり、扶助費の明細、計算方法などが全く分からず、過誤払いや過少払いが多発する原因ともなっています。2019年10月からの保護基準改定により、計算がより複雑になり、現業職員は説明を求められても明確な回答ができない状態です。こうしたことをなくすために、「保護決定・変更通知書」は扶助費の明細、計算方法などを明記しわかりやすい書式に変えてください。

**【回答】 福祉課**

保護基準改定により、計算がより複雑になり、明確な回答に時間がかかる状況にあります。「保護決定・変更通知書」の記載方法については検討してまいりたいと存じます。

**4、ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧な対応ができるようにしてください。**

毎年の資産調査や要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増えています。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や保護利用者に適切なアドバイス等が行われなことが往々に見受けられます。制度を習得するとともにケースワーク業務に誇りがもてるようにしていただきたいと考えています。このような事から、ケースワーカーの増員を行なってください。

**【回答】 福祉課 人事課**

ケースワーカーの増員につきましては、人口規模や行政需要等を勘案し、適正数の配置に努めているところですが、今後、業務量の増加が見込まれる場合などには、増

員について検討してまいりたいと存じます。

なお、現業員の員数は、本年5月末現在、国の基準を満たしており、現業員のうち1名が社会福祉士資格を有しております。

また、専任の相談支援員2名を配置しております。

**5、 埼玉県の法外援護である修学旅行準備金、制服買替費用の支給に漏れがないようにしてください。**

法外援護の支給を知らずに、修学旅行の積立ができず修学旅行を断念する事態が起こらないように、対象世帯には文書で「お知らせ」を届け、説明を徹底してください。

**【回答】 福祉課**

本市では、修学旅行に関する経費は、教育委員会が担当しております。また、制服買替につきましては、CWが家庭訪問時等において、直接説明しております。

**6、 自宅にエアコン等のない65歳以上高齢者のみ世帯、障害・傷病世帯、要介護度4以上の方のいる世帯、就学前の子どものいる世帯等の「熱中症弱者」に、エアコン等冷房機器購入費の助成制度を創設するよう、国や県に要請して下さい。**

近年地球温暖化によるともいわれる酷暑が列島を覆い、昨年7月には熊谷市で41・1度という、人の生存をも脅かしかねない高温を記録しました。同月に熱中症で救急搬送された人は全国で54,220人、埼玉県内は3,316人と全国4番目の多さですが、死亡した人は12人と全国最多となりました。今後も酷暑が予想される中で、低所得のためにエアコンなどを購入できない、また保有してはいるが電気代が心配で使えないと言った市民・町民の皆さんの命を守るために、助成制度の創設を国や県に要請してください。

**【回答】 福祉課 高齢者福祉課 子ども未来課**

市独自の施策は予定しておりませんが、今後、助成制度について国や県の動向を注視してまいります。

**7、 地域の生活困窮者の状況を把握し、積極的な施策を行なってください。**

行政の各部署が連携して生活困窮者に対応できるよう、生活困窮者自立支援法を適切に利用して、生活保護が利用できる人を除外する事のないようにしてください。

**【回答】 福祉課**

生活困窮者の課題は、多様で複合的であることが多く、制度の狭間に陥らないよう関係機関と連携してまいります。